

新潟県立長岡工業高等学校いじめ防止基本方針 R7.4.1

本校では、全ての教職員が、「いじめはどのこどもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ防止対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

本基本方針には、「長岡工業高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

1 組織的な対応に向けて

○いじめ対策委員会として「いじめ防止対策委員会」を組織し様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

○いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

2 発達支持的生徒指導によるいじめ未然防止について

○生徒が自発的・主体的に自らを成長・発達させていく過程を支え、日々の生徒への挨拶、励まし、対話など教育活動全体を通じた働きかけを重んじ、生徒一人ひとりに対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、全ての生徒を対象に発達支持的生徒指導を実践します。

3 課題未然防止教育によるいじめ未然防止について

○生徒一人ひとりが、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。

○全ての生徒を対象に、いじめ防止教育、SOS 出し方教育を含む自殺予防教育、情報モラル教育など生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムを実施します。

○教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。

○インターネットや SNS のもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

4 いじめの早期発見に向けて

○いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人ひとりが強く認識し「いじめ見逃しゼロ」の意識を共有します。

○学級担任による個人面談やいじめに関するアンケートを定期的実施し、早期発見に努めます。

○生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、日々の健康観察や身だしなみの変化など生徒の些細な予兆行動を見逃さないように努めます。

○いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。

○日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。

○日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。

○生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

5 いじめの早期解決に向けて

- いじめを受けた生徒を徹底的に守り通し、いじめを受けた生徒や保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思ひ込むことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめを行った生徒については、いじめに至る背景などを傾聴した上で、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導します。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- いじめを認知した生徒が安心して伝えられる学校（環境）づくりに取り組み、伝えた生徒への見守りを行います。
- 特別な指導・支援が必要な場合は、外部機関との連携、専門家の活用等を行い、解決に向けた対応を進めます。
- 解決した後も、いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。

6 重大事態への対応

- 県教委に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- 当該いじめの対処については、県教委と連携し、弁護士、医師などの外部の有識者の協力を仰ぎながら、いじめ防止対策委員会が原則として中心となり、学校組織を挙げて行う。
- 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査は、県教委と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
- いじめられた生徒や保護者及びいじめた生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- いじめ対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。

<重大事態の定義>

- ①いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日や一定期間連続して欠席している場合等）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合